



第95回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年6月21日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

※ 末尾の会場ご案内図をご参照ください。

郵送・インターネット等による議決権行使期限

2021年6月18日（金曜日）午後5時45分

○ 新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、**株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。**

○ 株主総会会場にご来場を予定される株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、**ご高齢の方や基礎疾患のある方、体調がすぐれない方はご来場を見合わせることをご検討ください。**

当日の会場ではマスクの常時着用等、ご自身及び周囲への感染予防にご協力をお願いいたします。

○ 今後の状況次第では、**開催時間短縮や入場者数の制限等、運営方法を見直す可能性も**ございます。

詳細については、当社ホームページ (<https://www.jsw.co.jp/>) をご確認ください。

目次

第95回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	13
(添付書類)	
事業報告	15
連結計算書類	51
計算書類	53
監査報告書	55

証券コード 5631
2021年6月4日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番1号
株式会社 **日本製鋼所**
代表取締役社長 宮 内 直 孝

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権行使をご検討いただき、2021年6月18日（金曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場にご来場を予定される株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、ご高齢の方や基礎疾患のある方、体調がすぐれない方はご来場を見合わせることをご検討ください。当日の会場ではマスクの常時着用等、ご自身及び周囲への感染予防にご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況次第では、開催時間短縮や入場者数の制限等、運営方法を見直す可能性もございます。株主様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月21日（月曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウエストタワー
地下1階 ゲートシティホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第95期（自 2020年 4 月 1 日
至 2021年 3 月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第95期（自 2020年 4 月 1 日
至 2021年 3 月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
- 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

(お 願 い) ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限ることとさせていただきます。）

(お知らせ) ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.jsw.co.jp/>）に掲載しております。

- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

◎添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ（<https://www.jsw.co.jp/>）にて、修正後の内容を開示いたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（5頁から14頁まで）をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月21日（月曜日）午前10時

会場 ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

■ 代理人によるご出席について

当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人にご指定のうえ、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2021年6月18日（金曜日）午後5時45分到着分まで



インターネット等による議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2021年6月18日（金曜日）午後5時45分まで

詳細は次頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

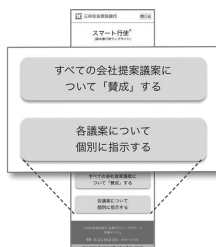
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

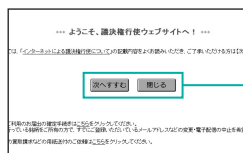
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

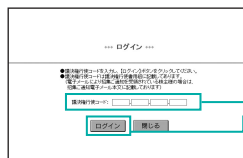
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

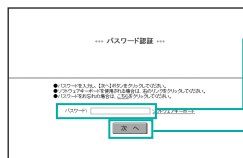
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としております。また、企業価値及び株主価値の向上のため、現有事業の安定的な収益力の確保と新事業・新製品伸長に向けた設備投資、研究開発投資を進めるほか、財務体質の改善にも努めてまいります。

当社は、毎事業年度における配当について、期間業績に応じるほか、株主に対する責務との認識も踏まえ、期末配当に加えて中間配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針を勘案し、1株につき17.5円といたしたいと存じます。

これにより、中間期末の配当17.5円と合わせた年間配当は、35円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17.5円 総額1,287,221,723円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月22日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。また、各取締役候補者に関する事項は、7頁から12頁に記載のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	備 考
1	みや うち なお たか 宮 内 直 孝	再 任
2	まつ お とし お 松 尾 敏 夫	再 任
3	で ぐち じゅんいちろう 出 口 淳一郎	再 任
4	いわ もと たか し 岩 本 隆 志	再 任
5	きく ち ひろ き 菊 地 宏 樹	再 任
6	み と しん ご 三 戸 慎 吾	新 任
7	で がわ さだ お 出 川 定 男	再 任
8	なか にし よし ゆき 中 西 義 之	再 任
9	みつ い ひさ お 三 井 久 夫	再 任

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、31頁「4.(1)取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）」の（注）6.に記載のとおりです。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 7頁から12頁の各取締役候補者に関する事項で記載している取締役会への出席状況のうち、菊地宏樹氏、中西義之氏、三井久夫氏の取締役会への出席状況における取締役会開催回数は、取締役に就任した時点からの回数であります。

候補者
番号

1

みや うち なお たか
宮 内 直 孝

再 任

■ 生年月日：1958年1月30日生

■ 取締役会への出席状況：100%（14/14回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4 月 当社入社

2011年 4 月 当社広島製作所副所長

2013年 4 月 当社執行役員、広島製作所長

2015年 4 月 当社常務執行役員、産業機械事業部
副事業部長（機械事業ユニット長）

■ 所有する当社の株式の数：23,853株

■ 重要な兼職の状況：－

2016年 4 月 当社特機本部管掌、機械事業部長

2016年 6 月 当社取締役常務執行役員

2017年 4 月 当社代表取締役社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

宮内直孝氏は、産業機械事業分野の経営に携わった後、2017年4月から代表取締役社長として当社グループの重要事項の意思決定、業務執行の監督の役割を担い、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。引き続き、当社グループ全体を牽引し、企業価値を持続的に向上させていくことに適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

2

まつ お とし お
松 尾 敏 夫

再 任

■ 生年月日：1962年3月6日生

■ 取締役会への出席状況：100%（14/14回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1984年 4 月 当社入社

2013年 4 月 当社広島製作所副所長

2015年 4 月 当社広島製作所長

2016年 4 月 当社執行役員

2017年 4 月 当社常務執行役員、成形機事業部長、
広島製作所管掌

2017年 6 月 当社取締役常務執行役員

■ 所有する当社の株式の数：14,313株

■ 重要な兼職の状況：－

2020年 4 月 当社代表取締役副社長（現任）、安全
保障輸出管理管掌（現任）、樹脂機械
事業部・成形機事業部・産業機械事
業部管掌（現任）、名機製作所担当
（現任）2021年 4 月 当社特機本部管掌（現任）、事業開発
室管掌（現任）、広島製作所・横浜製
作所担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

松尾敏夫氏は、長年産業機械事業分野に携わり、広島製作所長として製造現場での広範囲にわたる管理運営を担った後、2017年4月に成形機事業部長に就任してからは同事業全体の管理運営を担うなど、同事業分野における卓抜した技術的知見と経験、実績を有しております。また、2020年4月からは代表取締役副社長として経営全般にわたる経験も有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、企業価値を持続的に向上させていくことに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

3

で ぐち じゅんいちろう
出 口 淳一郎

再 任

■ 生年月日：1958年9月2日生

■ 取締役会への出席状況：100%（14/14回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4 月 当社入社
 2013年 4 月 当社室蘭製作所副所長
 2015年 4 月 当社執行役員、鉄鋼事業部副事業部長
 2017年10月 当社人事教育部長
 2018年 4 月 当社CSR・リスク管理担当（現任）、
 安全保障輸出管理担当（現任）、安全
 衛生管理・環境管理担当（現任）、秘
 書室・総務部管掌

■ 所有する当社の株式の数：13,072株

■ 重要な兼職の状況：一

2018年 6 月 当社取締役執行役員
 2018年 7 月 当社総務部担当（現任）、秘書室長
 （現任）
 2019年 4 月 当社取締役常務執行役員（現任）
 2020年 4 月 当社CISO、情報システム室担当、人
 事教育部担当（現任）
 2021年 4 月 当社ESG推進担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

出口淳一郎氏は、長年素形材・エンジニアリング事業分野に携わり、鉄鋼事業部副事業部長として広範囲な管理運営を担った後、2017年10月に人事教育部長に就任してからは、当社グループの人事・労務の管理運営を担うなど、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。

候補者
番号

4

いわ もと たか し
岩 本 隆 志

再 任

■ 生年月日：1959年5月8日生

■ 取締役会への出席状況：100%（14/14回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1983年 4 月 当社入社
 2013年 4 月 当社室蘭製作所副所長
 2016年 4 月 当社執行役員、室蘭製作所長
 2017年10月 当社鉄鋼事業部長
 2018年 6 月 当社取締役執行役員

■ 所有する当社の株式の数：10,123株

■ 重要な兼職の状況：一

2020年 4 月 当社取締役常務執行役員（現任）、
 日本製鋼所M&E株式会社代表取締役社長
 2021年 4 月 当社CISO（現任）、デジタル化推進
 担当（現任）、素形材・エンジニアリ
 ング事業担当（現任）、情報システム
 室・知的財産部担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

岩本隆志氏は、長年素形材・エンジニアリング事業分野に携わり、室蘭製作所長として製造現場を含め広範囲の管理運営を担い、2017年10月に鉄鋼事業部長に就任してからは、同事業全体の管理運営も担うなど、豊富な経験と実績を有しております。また、日本製鋼所M&E株式会社の代表取締役社長として同社の経営全般に携わった経験も有しており、これらの豊富な経験と実績をもとに、経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

5

きく ち ひろ き
菊 地 宏 樹

再任

■ 生年月日：1961年5月12日生

■ 取締役会への出席状況：100%（11/11回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1985年 4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行

2012年 4月 株式会社三井住友銀行日本橋東法人営業部長

2015年 4月 当社入社

2015年 7月 当社総務部長

2016年 4月 当社秘書室長

■ 所有する当社の株式の数：7,184株

■ 重要な兼職の状況：—

2018年 4月 当社執行役員

2018年 7月 当社経営企画室長（現任）

2020年 4月 当社CFO（現任）、経理部担当（現任）、事業開発室長

2020年 6月 当社取締役執行役員

2021年 4月 当社取締役常務執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由

菊地宏樹氏は、金融機関における営業の職務経験に加え、当社入社後は総務部長、秘書室長、経営企画室長などを歴任した後、2020年4月からはCFO、経理部などを担当し、企業経営全般にわたる豊富な経験と実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。

候補者
番号

6

み と しん ご
三 戸 慎 吾

新任

■ 生年月日：1959年11月19日生

■ 取締役会への出席状況：—

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1984年 4月 当社入社

2006年 7月 当社人事教育部長

2011年 7月 当社広島製作所副所長

2014年 4月 当社産業機械事業部副事業部長

■ 所有する当社の株式の数：11,228株

■ 重要な兼職の状況：—

2016年 4月 当社研究開発本部副本部長

2017年 4月 当社執行役員（現任）

2017年10月 当社新事業推進本部副本部長

2021年 4月 当社新事業推進本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

三戸慎吾氏は、人事教育部長として当社グループの人事・労務の管理運営に携わった経験に加え、産業機械事業部副事業部長として広範囲な管理運営を担うなど、豊富な経験と実績を有しております。2016年4月に研究開発本部副本部長に就任してからは、研究開発から新規事業の立ち上げ、事業全般の運営にわたる豊富で広範な知見を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の構成員として取締役会の意思決定機能を強化するとともに、新規事業の監督を行うのに適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

7

で がわ さだ お
出 川 定 男

再 任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日：1951年7月20日生

取締役会への出席状況：100%（14/14回）

略歴並びに当社における地位及び担当

1977年 4 月 石川島播磨重工業株式会社（現 株式
会社IHI）入社

2009年 6 月 同社取締役執行役員

2011年 4 月 同社取締役常務執行役員

2012年 4 月 同社代表取締役副社長

2015年10月 同社代表取締役副社長兼副社長執行
役員（2016年3月退任）

所有する当社の株式の数：3,194株

重要な兼職の状況：一

2016年 4 月 同社取締役（2016年6月退任）

2016年 6 月 同社顧問（2020年6月退任）

2016年 6 月 西芝電機株式会社社外取締役
（2020年3月退任）

2018年 6 月 当社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

出川定男氏は、国際的な製造業の経営経験者で、豊富な企業経営の実績を備えております。引き続き、技術的知見を取締役に反映していただくとともに、独立した客観的立場から、当社経営全般を監督し、重要事項決定に参画いただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、経営上重要な事項や業務執行の決定のほか、経営全般に係わる事項の協議・報告・モニタリングを行う「経営戦略会議」に引き続き参加していただくことを予定しております。

独立性に関する事項

出川定男氏は、当社の取引先である株式会社IHIの代表取締役副社長兼副社長執行役員を2016年3月まで務め、同社取締役を2016年6月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.2%と僅少であります。

したがって、出川定男氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 出川定男氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 出川定男氏が2016年6月まで取締役として在任しておりました株式会社IHIが、遅くとも2009年1月以降、民間航空機エンジンの整備事業に関し、国土交通省の基準に違反する不適切な行為を行っていた事実が判明しました。同社は2019年4月9日、国土交通省より業務改善命令を受けました。出川定男氏は同社取締役在任中、豊富な経験と高い見識に基づき、平素より法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行うなど、コンプライアンス経営の視点に立ちその職責を適切に遂行しておりました。
3. 出川定男氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は出川定男氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

8

なかにし よし ゆき
中西義之

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日：1954年11月3日生

所有する当社の株式の数：0株

取締役会への出席状況：100%（11/11回）

重要な兼職の状況：DIC株式会社相談役、株式会社IHI社外取締役

略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4 月	大日本インキ化学工業株式会社（現 DIC株式会社）入社	2020年 6 月	当社取締役（現任） 株式会社IHI社外取締役（現任）
2010年 4 月	DIC株式会社執行役員	2021年 1 月	DIC株式会社取締役（2021年3月退任）
2011年 6 月	同社取締役執行役員	2021年 3 月	同社相談役（現任）
2012年 4 月	同社代表取締役社長執行役員 （2017年12月退任）	2021年 6 月	株式会社島津製作所社外取締役 （就任予定）
2018年 1 月	同社取締役会長（2021年1月退任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中西義之氏は、国際的な製造業の経営経験者で、製品戦略企画、技術開発、製造現場などの広範囲にわたる管理運営を経験し、豊富な企業経営の実績を備えております。引き続き、経営的知見を取締役に反映していただくとともに、独立した客観的立場から、当社経営全般を監督し、重要事項決定に参画いただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、経営上重要な事項や業務執行の決定のほか、経営全般に係わる事項の協議・報告・モニタリングを行う「経営戦略会議」に引き続き参加していただくことを予定しております。

独立性に関する事項

中西義之氏は、当社の取引先であるDIC株式会社の代表取締役社長執行役員を2017年12月まで務め、同社取締役会長を2021年1月まで務めておりました。また、現在は同社相談役を務めておりますが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、中西義之氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 中西義之氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 中西義之氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は中西義之氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

9

みつ い ひさ お
三 井 久 夫

再 任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日：1953年2月20日生

所有する当社の株式の数：67株

取締役会への出席状況：100%（11/11回）

重要な兼職の状況：株式会社リブドゥコーポレーション社外監査役

略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4 月	花王石鹸株式会社（現 花王株式会社）入社	2015年 4 月	独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事（2019年6月退任）
2006年 6 月	花王株式会社執行役員	2020年 6 月	当社取締役（現任）
2010年 6 月	同社取締役執行役員		株式会社リブドゥコーポレーション 社外監査役（現任）
2012年 6 月	同社取締役常務執行役員（2014年 3月退任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三井久夫氏は、国際的な製造業の経営経験者で、豊富な企業経営の実績を備えております。引き続き、経営的知見を取締役に反映していただくとともに、独立した客観的立場から、当社経営全般を監督し、重要事項決定に参画いただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、経営上重要な事項や業務執行の決定のほか、経営全般に係わる事項の協議・報告・モニタリングを行う「経営戦略会議」に引き続き参加していただくことを予定しております。

独立性に関する事項

三井久夫氏は、当社の取引先である花王株式会社の取締役常務執行役員を2014年3月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、三井久夫氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 三井久夫氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 三井久夫氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は三井久夫氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 渡邊健二氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

しば た
柴 田

たかし
尚

新任

■ 生年月日：1958年9月17日生

■ 所有する当社の株式の数：13,421株

■ 重要な兼職の状況：一

■ 略歴及び当社における地位

1984年 4 月	当社入社	2016年 6 月	当社取締役常務執行役員
2011年 4 月	当社室蘭製作所副所長	2017年10月	当社新事業推進本部長
2013年 4 月	当社執行役員、室蘭製作所長	2018年 4 月	当社技術・品質担当
2015年 4 月	当社常務執行役員	2021年 4 月	当社取締役（現任）
2016年 4 月	当社風力室管掌、鉄鋼事業部長		

■ 監査役候補者とした理由

柴田尚氏は、長年素形材・エンジニアリング事業分野に携わり、鉄鋼事業部長として同事業全体の管理運営を担った後、2017年10月からは新事業推進本部長などを担当し、卓抜した技術的知見と経験、実績を有しております。取締役としても企業経営全般にわたる豊富な経験と実績を有していることから、客観的かつ適正な監査を行う能力を有した者と判断し、監査役候補者としております。

- (注) 1. 柴田尚氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。柴田尚氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、31頁「4.(1)取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）」の(注)6.に記載のとおりです。柴田尚氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 株式会社日本製鋼所 社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が独立性を有する社外役員（以下、「独立社外役員」という）と判断するためには、以下の項目のいずれにも該当しないことが必要である。

- ①当社を主要な取引先とする者^{*1}またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先^{*2}またはその業務執行者
- ③当社の資金調達において必要不可欠であり、突出して高いシェアを有する金融機関の業務執行者
- ④直近事業年度において当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- ⑥過去3年間ににおいて上記①～⑤に該当していた者
- ⑦上記①～⑥に該当する者（重要な地位にある者^{*3}に限る）の配偶者または二親等以内の親族

但し、仮に上記①～⑦のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができるものとする。

- ※1 当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。
- ※2 当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
- ※3 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の経営成績の状況、財政状態の概要等は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、2020年4月1日付で実施した当社グループ内の組織再編に伴い、セグメント区分の変更を実施し、従来の「素形材・エネルギー事業」を「素形材・エンジニアリング事業」に名称変更しております。また、従来「その他事業」に含まれていた風力発電機器の保守サービスを「素形材・エンジニアリング事業」に変更しております。以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における海外経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が制限され、期初を中心に景気は急速に悪化しました。感染症の影響は続きましたが、各国で段階的に経済活動が再開されるなか、中国経済が早期に回復へ向かうなど、全体として徐々に持ち直す動きで推移しました。わが国経済も、感染拡大に伴う企業収益の悪化や設備投資の弱含みなどを背景として、一時的に景気の減速感が強まりましたが、第2四半期以降は輸出や生産に持ち直しの動きがみられるなど緩やかな回復が続きました。

当社グループを取り巻く経営環境は、産業機械事業では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により需要は大幅に減少しましたが、巣ごもり需要の拡大を背景に日用品や家電関係を中心とする業種で設備投資再開の動きが広がり、第1四半期を底として需要は緩やかに持ち直しました。素形材・エンジニアリング事業においては、世界的に設備投資を抑制する動きが継続し、需要減少に伴い競争が激化したほか、天然ガス田開発プロジェクトが遅れるなど、厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループでは、当連結会計年度を最終年度とする中期経営計画「JGP2020」に沿って、①経営資源の最適化とアライアンスの強化、②アフターサービス（ストック型ビジネス）の強化、③新事業探索、育成の活性化の3つを基本方針として事業活動を推進してまいりました。

当社グループにおける当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、産業機械事業及び素形材・エンジニアリング事業が共に減少し、1,810億85百万円（前年同期比14.4%減）となりました。売上高は、産業機械事業及び素形材・エンジニアリング事業が共に減少し、1,980億41百万円（前年同期比9.0%減）となりました。損益面では、営業利益は102億26百万円（前年同期比45.3%減）、経常利益は107億24百万円（前年同期比46.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は68億93百万円（前年同期比26.0%減）となりました。

なお、連結子会社である日本製鋼所M&E株式会社の退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しており、この変更に伴う営業費用16億70百万円を計上しております。

事業のセグメント別の状況は次のとおりであります。

(産業機械事業)

受注高は、成形機は増加したものの、樹脂製造・加工機械で大型案件の受注が次期にずれ込んだことから、1,452億78百万円（前年同期比10.7%減）となりました。

売上高は、樹脂製造・加工機械及び成形機が共に減少したことから、1,563億92百万円（前年同期比8.8%減）となりました。

営業利益は、売上高の減少、棚卸資産評価損の計上などにより、139億58百万円（前年同期比27.6%減）となりました。

(索形材・エンジニアリング事業)

受注高は、クラッド鋼板・鋼管が減少したことから、327億60百万円（前年同期比29.1%減）となりました。

売上高は、鋳鍛鋼製品が増加したものの、クラッド鋼板・鋼管が減少したことから、385億17百万円（前年同期比10.2%減）となりました。

営業利益は、売上高の減少、固定費の増加などにより、18億73百万円（前年同期比32.8%減）となりました。

(その他事業)

受注高は30億46百万円、売上高は31億32百万円、営業利益は6百万円となりました。

(事業別受注高)

部 門	第94期（前連結会計年度） （2019年度）		第95期（当連結会計年度） （2020年度）		増減（百万円）
	金額（百万円）	比率（％）	金額（百万円）	比率（％）	
産業機械事業	162,651	77	145,278	80	△17,372
素形材・ エンジニアリング事業	46,209	22	32,760	18	△13,449
その他事業	2,709	1	3,046	2	336
合 計	211,571	100	181,085	100	△30,485

(注) 当連結会計年度より、2020年4月1日付で実施した当社グループ内の組織再編に伴い、従来の「素形材・エネルギー事業」を「素形材・エンジニアリング事業」に名称変更しております。また、従来「その他事業」に含まれていた風力発電機器の保守サービスを「素形材・エンジニアリング事業」に変更しております。

(事業別売上高)

部 門	第94期（前連結会計年度） （2019年度）		第95期（当連結会計年度） （2020年度）		増減（百万円）
	金額（百万円）	比率（％）	金額（百万円）	比率（％）	
産業機械事業	171,416	79	156,392	79	△15,024
素形材・ エンジニアリング事業	42,880	20	38,517	19	△4,363
その他事業	3,229	1	3,132	2	△97
合 計	217,527	100	198,041	100	△19,485

(注) 当連結会計年度より、2020年4月1日付で実施した当社グループ内の組織再編に伴い、従来の「素形材・エネルギー事業」を「素形材・エンジニアリング事業」に名称変更しております。また、従来「その他事業」に含まれていた風力発電機器の保守サービスを「素形材・エンジニアリング事業」に変更しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、125億92百万円であります。その主なものは、当社広島製作所の機械加工設備等の維持更新投資及び日本製鋼所M&E株式会社室蘭製作所の機械加工設備等の維持更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資及び社債発行による資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

- ① 当社は、2020年4月1日を効力発生日として、素形材・エンジニアリング事業並びにその他事業に含まれる風力発電機器保守サービスの技術部門を、吸収分割により、当社100%子会社である日鋼MEC株式会社に承継いたしました。なお、日鋼MEC株式会社は同日付で、いずれも当社の100%子会社である株式会社日鋼機械センター、日鋼検査サービス株式会社、株式会社J-Winの3社を消滅会社とする吸収合併を行い、商号を日本製鋼所M&E株式会社に変更しております。
- ② 当社は、2020年4月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である株式会社名機製作所を消滅会社とする吸収合併を行いました。
- ③ 当社は、2020年4月17日付で、産業機械事業のうち圧縮機事業を、Burckhardt Compression AG（スイス）の100%子会社であるブルックハルトジャパン株式会社に譲渡いたしました。
- ④ 当社は、2020年10月1日を効力発生日として、当社の100%子会社であるニチュマシナリー株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。
- ⑤ 当社は、2021年3月30日付で、当社の連結子会社である株式会社ジーエムエンジニアリングの株式を追加取得し、同社を当社の100%子会社といたしました。
- ⑥ 当社は、当連結会計年度後の2021年4月1日付で、水素ステーション用高圧蓄圧器及び水素吸蔵合金を用いた低圧水素貯蔵タンクの事業を、当社の100%子会社である日本製鋼所M&E株式会社に譲渡しております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、足元では変異ウイルスの出現等により感染再拡大が進むほか、半導体不足や米中通商関係の動向等の不確実性がありますが、新型コロナウイルスのワクチン普及に伴う経済活動の正常化により、世界的に景気持ち直しの動きが続くことが期待されます。

当社グループを取り巻く経営環境は、産業機械事業では、経済活動の回復に加え、電動化シフトをはじめとする自動車業界の設備投資拡大などを背景として、樹脂製品需要は堅調に推移していくことが見込まれます。素形材・エンジニアリング事業では、クラッド鋼板・鋼管の需要回復遅れの懸念がある一方、鋳鍛鋼製品の安定的な需要が見込まれます。

このような中、当社グループは長期ビジョンとして「従業員がワクワクして働ける会社」、「事業規模3,000億円への拡大・成長」を掲げ、これを実現するために2022年3月期を初年度とする5カ年の新中期経営計画「JGP2025」を策定しました。「JGP2025」においては、4つの基本方針（①世界に類を見ないプラスチック総合加工機械メーカーへ、②素形材・エンジニアリング事業の継続的な利益の確保、③新たな中核事業の創出、④ESG経営の推進）に基づき、今後の事業活動を推進してまいります。

また、当社グループでは、新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響を最小限に抑えるべく、お客様や従業員、そのご家族の皆様の安全と健康を第一として感染拡大防止に努めつつ、資金管理、生産・在庫の確認やサプライチェーンの確保等の措置を引き続き講じてまいります。

2022年3月期の連結業績予想につきましては、受注高2,540億円、売上高2,260億円、営業利益160億円、経常利益160億円、親会社株主に帰属する当期純利益110億円を予想しております。

<中期経営計画「JGP2020」の振り返り>

当社グループは、2021年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画「JGP2020」において、「産業機械で『成長』、素形材・エンジニアリングで『新生』」をコンセプトとして掲げ、①経営資源の最適化とアライアンスの強化、②アフターサービス（ストック型ビジネス）の強化、③新事業探索、育成の活性化の3つを基本方針として事業活動を推進してまいりました。「JGP2020」における主な成果は以下のとおりであります。

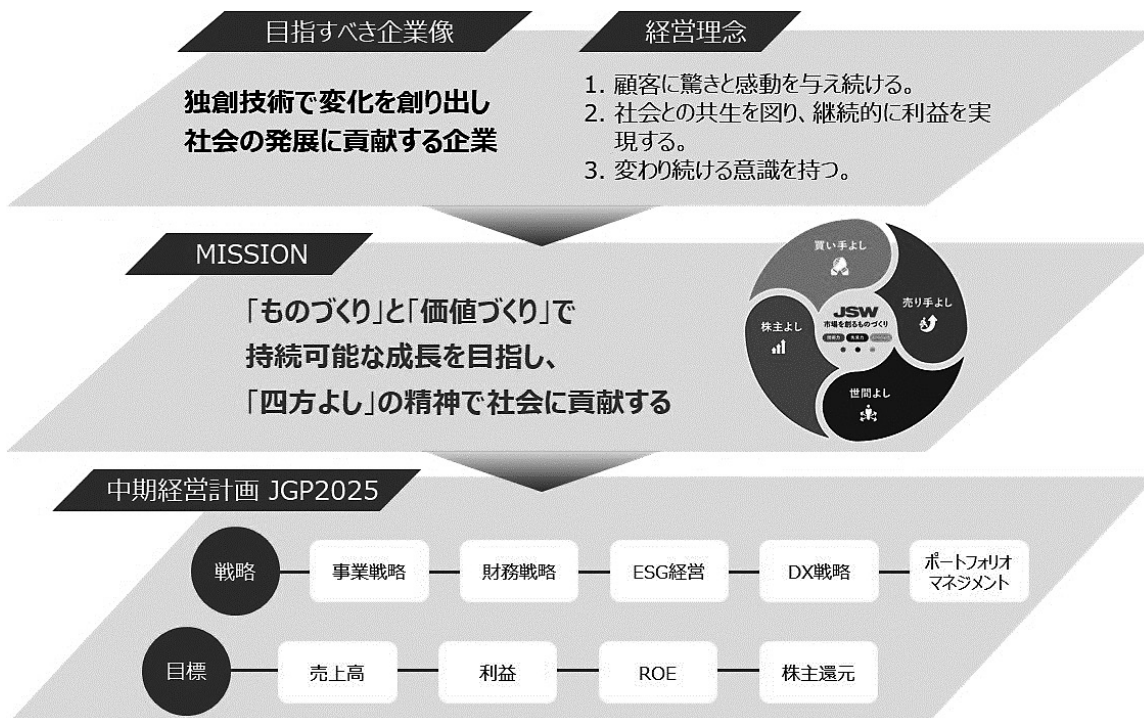
基本方針	成 果
経営資源の最適化とアライアンスの強化	・プラスチック加工機械コンプレックスの拡大 ・(株)ジーエムエンジニアリングの子会社化、(株)名機製作所／ニチユマシナリー(株)の吸収合併 ・素形材・エンジニアリング事業を分社（日本製鋼所M&E(株)設立） ・月島機械(株)との協業開始 ・JX金属(株)との合併会社設立
アフターサービス（ストック型ビジネス）の強化	・日本、欧州に部品センターを開設 ・サービス専用工場の建設 ・リモートメンテナンスの運用開始
新事業探索、育成の活性化	・水素関連ビジネスの事業化、日本製鋼所M&E(株)への移管 ・フォトリソ、複合材料、金属材料の3事業分野への絞り込みを決定

<新中期経営計画「JGP2025」の概要>

当社グループは長期ビジョンとして「従業員がワクワクして働ける会社」、「事業規模3,000億円への拡大・成長」を掲げ、これを実現するために2022年3月期を初年度とする5カ年の中期経営計画「JGP2025」をスタートさせました。新中期経営計画の概要は以下のとおりです。

1) 当社グループにおける「JGP2025」の位置づけと数値目標は以下のとおりです。

○「JGP2025」の位置づけ



○数値目標

	FY2019	FY2020	JGP2025	
			FY2023	FY2025
連結売上高	2,175億円	1,980億円	2,500億円	2,700億円
連結営業利益	187億円	102億円	200億円	270億円
売上高営業利益率	8.6%	5.2%	8.0%	10.0%
ROE	7.2%	5.1%	8.5%	10.0%

2)「JGP2025」においては、以下の4つの基本方針を掲げて事業に取り組んでまいります。

- ① 世界に類を見ないプラスチック総合加工機械メーカーへ
- ② 素形材・エンジニアリング事業の継続的な利益の確保
- ③ 新たな中核事業の創出
- ④ ESG経営の推進

それぞれの基本方針に対する事業戦略は以下のとおりです。

- ① 世界に類を見ないプラスチック総合加工機械メーカーへ
 現有製品の競争力強化によって各製品でグローバルシェアNo.1を目指すとともに、プラスチック加工機械コンプレックス化を推進します。
 主な事業戦略は次のとおりです。
 - 造粒機
 - ・好調な中国市場を中心に更なるシェア拡大を目指します。
 - 二軸混練押出機
 - ・中国・東南アジアを中心に海外展開の強化を進めます。
 - フィルム・シート製造装置
 - ・セパレータフィルム用装置の高品質化対応を更に進めます。
 - ・ポストセパレータとして、5G関連フィルムなど成長分野への対応に注力します。
 - 射出成形機
 - ・グローバル生産体制の最適化を図るとともに、生産能力を拡大します。
 - プラスチック加工機械コンプレックス化
 - ・M&Aを活用した新たな製品の取り込みと育成を進めます。

② 素形材・エンジニアリング事業の継続的な利益の確保

2020年4月1日に設立した日本製鋼所M&E株式会社を中心に、継続的な利益の確保に向けた体制の強化と変革を進めます。

主な事業戦略は次のとおりです。

○鍛鍛鋼製品

- ・付加価値の高い機能性材料の取り込みによる収益拡大を図ります。
- ・中小型製品・量産品の生産体制を確立し、受注拡大に努めます。

○鋼材鋼管製品

- ・工場変動費・固定費を圧縮し、操業負荷変動に強い生産体制の構築を進めます。

○エンジニアリングサービス

- ・水素関連製品の製品競争力を強化し、海外展開を図ります。
- ・国土強靱化政策に対応したプラント・インフラ溶接構造物の取り込みを図ります。
- ・独自技術を活用し、検査サービス事業を拡大します。

③ 新たな中核事業の創出

M&Aを活用して新たな産業機械製品を取り込むとともに、「フォトニクス」、「複合材料」、「金属材料」の3つの分野における新事業を早期に収益事業化し、新たな中核事業の創出を図ります。

④ ESG経営の推進

組織横断的な「ESG推進委員会」を新設し、ESG活動を効果的に推進します。

○Environment：環境

- ・環境と調和した社会の持続的な発展のため、CO₂排出量の削減、省資源・リサイクルの推進、製品による環境負荷の低減などの環境に配慮した事業活動を展開します。

○Society：社会

- ・持続的成長に資する人材基盤を形成するため、「働き方」重視から「働きがい」重視への取り組みを行うとともに、次世代リーダーの育成・人材の多様性確保を図ります。

○Governance：企業統治

- ・成長性と資本収益性を確保するため、4象限フレームワークによる事業ポートフォリオ評価を行うとともに、事業撤退基準の制定と投資採択基準の高度化を行います。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 92 期 (2017年度)	第 93 期 (2018年度)	第94期 (2019年度)	第95期 (当連結会計年度) (2020年度)
受 注 高 (百万円)	235,685	216,155	211,571	181,085
売 上 高 (百万円)	211,700	220,153	217,527	198,041
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	10,712	19,966	9,310	6,893
1 株当たり当期純利益 (円)	145.77	271.69	126.66	93.76
総 資 産 (百万円)	297,365	305,471	297,173	316,249

- (注) 1. 第93期の期首よりセグメント区分の変更を実施したため、第92期の期首に当該セグメント変更が行われたものと仮定して各種数値を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第93期の期首から適用しており、第92期については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 92 期 (2017年度)	第 93 期 (2018年度)	第94期 (2019年度)	第95期 (当期) (2020年度)
受 注 高 (百万円)	181,555	160,553	154,596	113,259
売 上 高 (百万円)	160,787	165,624	162,073	119,824
当 期 純 利 益 (百万円)	8,559	17,129	6,594	9,815
1 株当たり当期純利益 (円)	116.48	233.08	89.71	133.50
総 資 産 (百万円)	259,342	263,005	253,298	255,107

- (注) 1. 第93期の期首よりセグメント区分の変更を実施したため、第92期の期首に当該セグメント変更が行われたものと仮定して各種数値を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第93期の期首から適用しており、第92期については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
日本製鋼所M&E株式会社	4,000百万円	100	各種鋳鍛鋼品・鋼板・鋼管及び鋼構造物の製造及び販売、新素材・各種金属材料及び金属製品の製造・加工及び販売、各種プラントの設計・建設及び修理、各種非破壊検査及び溶接加工、各種装置及び機器類の監視・保守点検及び補修等
日 鋼 YPK 商 事 株 式 会 社	350百万円	100	プラスチック射出成形機、樹脂機械、工作機械、半導体製造装置、一般産業機械、鋼板、鋳鍛鋼製品及び製鋼用原料等の売買及び輸出入業
JSW ITサービス株式会社	110百万円	100	レーザーアニール装置の修理・改造・メンテナンス
JSW ア フ ティ 株 式 会 社	100百万円	100	電気・電子部品に関わる膜成形及び膜加工並びに検査・搬送装置の製造・販売・検査・据付・保守
日 鋼 テ ク ノ 株 式 会 社	100百万円	100	鉄・非鉄金属素材、特殊合金材料の機械加工・仕上・組立及び加工品の製造・販売
日 鋼 特 機 株 式 会 社	100百万円	100	防衛関連機器等の整備、部品の販売
室 蘭 銅 合 金 株 式 会 社	100百万円	51	銅合金の溶解及び鋳造
ファインクリスタル株式会社	80百万円	100	人工水晶及び加工製品の製造・販売
株 式 会 社 タ ハ ラ	50百万円	100	中空成形機・印刷機械・製袋機及び工作機械器具の製造・販売
株式会社ジーエムエンジニアリング	40百万円	100	プラスチック用シート装置・押出成形機等、ダイ及び付属装置の設計・製造及び販売
Japan Steel Works America, Inc.	100万米ドル	100	機械製品及び鉄鋼製品の販売並びに調達業務
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.	400万 シンガポールドル	100	プラスチック射出成形機の販売・技術サービス及び部品販売、鉄鋼製品の販売
S M P L A T E K C O., L T D.	5,000万ウォン	95	二軸混練押出機の製造・販売
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.	100万 香港ドル	100	射出成形機の販売・保守・改造

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.	5,580千人民元	100	機械設備及び部品の販売・据付・保守、金属材料の販売・輸出入
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.	450万米ドル	100	一般機械設備及び部品の製造・加工・据付・保守

- (注) 1. 株式会社日鋼機械センターは、2020年4月1日を効力発生日として、日鋼MEC株式会社（現 日本製鋼所M&E株式会社）を存続会社とする吸収合併により消滅したため、重要な子会社から除外しております。
2. 日鋼MEC株式会社は、2020年4月1日を効力発生日として、いずれも当社100%子会社である株式会社日鋼機械センター、日鋼検査サービス株式会社及び株式会社J-Winの3社を吸収合併し、商号を日本製鋼所M&E株式会社に変更しております。また、同社は利益剰余金を資本金に組み入れた結果、資本金額が増加しております。
3. 株式会社名機製作所は、2020年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、重要な子会社から除外しております。
4. 株式会社ジーエムエンジニアリングは、2021年3月30日付で当社の出資比率が増加したことにより、当社の100%子会社となりました。

③ 特定完全子会社の状況（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

部 門	主 な 事 業
産業機械事業	樹脂製造・加工機械（造粒機、コンパウンド用押出機、フィルム・シート製造装置等）の製造・販売・保守サービス
	プラスチック射出成形機、中空成形機、マグネシウム合金射出成形機の製造・販売・保守サービス
	電子部品・ディスプレイ製造関連機器（レーザーアニール装置等）、鉄道用連結器・緩衝器、防衛関連機器等の製造・販売・保守サービス
素形材・エンジニアリング事業	発電用部材、原子力関連部材・ロール材・金型材等の一般鋳鍛鋼製品、機能性材料等の鋳鍛鋼部材の製造・販売
	クラッド鋼板・鋼管
	クラッド鋼板、クラッド鋼管等の製造・販売
その他事業	鋼構造物・関連部材等の製造・販売、各種プラントの設計・建設及び修理、風力発電機器の保守サービス、各種非破壊検査及び溶接加工、各種装置及び機器類の監視・保守点検及び補修等
	新製品の研究開発・製造・販売、業務支援・管理サービス事業等

- (注) 当連結会計年度より、2020年4月1日付で実施した当社グループ内の組織再編に伴い、従来の「素形材・エネルギー事業」を「素形材・エンジニアリング事業」に名称変更しております。また、従来「その他事業」に含まれていた風力発電機器の保守サービスを「素形材・エンジニアリング事業」に変更しております。

(9) 主要な営業所及び工場等 (2021年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
支 店 ・ 営 業 所	名古屋支店（名古屋市中区）、関西支店（大阪市西区）、東北営業所（仙台市宮城野区）、関東営業所（さいたま市緑区）、静岡営業所（静岡市駿河区）、名古屋営業所（名古屋市中区）、関西営業所（大阪府吹田市）、中国営業所（広島市安芸区）、九州営業所（福岡県春日市）、府中出張所（東京都府中市）、浜松出張所（浜松市中区）
研 究 開 発 拠 点	広島製作所技術開発部（広島市安芸区）、横浜製作所技術開発部（横浜市金沢区）
工 場	広島製作所（広島市安芸区）、横浜製作所（横浜市金沢区）、名機製作所（愛知県大府市）

(注) 2021年3月31日付をもって名古屋支店及び関西支店を閉鎖し、2021年4月1日よりその業務は新たに設置した中部営業所及び西日本営業所に移管いたしました。

② 子会社

会 社 名	所 在 地
日 本 製 鋼 所 M&E 株 式 会 社	北海道室蘭市
日 鋼 YPK 商 事 株 式 会 社	東京都品川区
JSW IT サービス 株 式 会 社	神奈川県横浜市金沢区
JSW ア フ ティ 株 式 会 社	東京都八王子市
日 鋼 テ ク ノ 株 式 会 社	広島県広島市安芸区
日 鋼 特 機 株 式 会 社	東京都新宿区
室 蘭 銅 合 金 株 式 会 社	北海道室蘭市
ファインクリスタル 株 式 会 社	北海道室蘭市
株 式 会 社 タ ハ ラ	千葉県印西市
株式会社ジーエムエンジニアリング	神奈川県横浜市港北区
Japan Steel Works America, Inc.	米国 ニューヨーク州
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.	シンガポール
S M P L A T E K CO., LTD.	韓国 安山市
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.	中国 広東省深圳市

会 社 名	所 在 地
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.	中国 上海市
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.	中国 浙江省寧波市

(注) 日鋼MEC株式会社は、2021年4月1日を効力発生日として、いずれも当社100%子会社である株式会社日鋼機械センター、日鋼検査サービス株式会社及び株式会社J-Winの3社を吸収合併し、商号を日本製鋼所M&E株式会社に変更しております。

(10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
5,442名	108名増

(注) 従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,846名	496名減	39.7歳	13.4年

(注) 1. 従業員数は就業者数であります。
2. 当社の従業員数は、2020年4月1日付の吸収分割により、当社の素形材・エンジニアリング事業並びに風力発電機器保守サービスの技術部門を日本製鋼所M&E株式会社（同日付で日鋼MEC株式会社から商号変更）に承継したことにより減少したものであります。なお、同社は連結の範囲に含まれるため、「(10)① 企業集団の従業員の状況」には影響ありません。

(11) 主な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
シンジケートローン	35,000百万円
株式会社三井住友銀行	4,630百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,600百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,708百万円

(注) 1. シンジケートローンのうち、25,000百万円は株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする19社の協調融資によるものです。
2. シンジケートローンのうち、10,000百万円は株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとする14社の協調融資によるものです。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 当社が発行する株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式総数 74,359,182株
- ③ 資本金 19,758,714,020円
- ④ 株主数 18,978名（前期末比2,684名減）
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	9,619,700 ^株	13.08 [%]
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	6,432,500	8.75
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	2,827,600	3.84
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,200,032	2.99
ビ ー ビ ー エ イ チ ン マ シ ュ ー ズ ア ジ ア デ ィ ビ デ ン ド フ ア ン ド	2,074,900	2.82
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,630,400	2.22
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	1,564,800	2.13
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,134,872	1.54
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	1,006,200	1.37
ジ エ イ ピ ー エ ム ビ ー エ ル ユ ー ビ ー エ ス ア ー ゲ ー ロ ン ド ン ブ ラ ン チ コ ル エ ク イ テ イ	961,297	1.31

（注） 持株比率は、発行済株式総数から自己株式（803,655株）を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	17,115株	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、33頁「4.(2)取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(2) 当社が保有する株式に関する事項

① 政策保有株式の保有方針

良好で継続的な取引関係の維持・強化、業務提携、その他、投資先の健全な発展を通じて中長期的に当社の事業に寄与し、定期的な確認・見直しを通じて政策的に必要と判断した株式を保有します。

② 保有状況の定期的な確認・見直し

毎年、個別の政策保有株式の保有目的と現在の取引状況等を確認し、取締役会において当該株式の取得・保有意義や安全性、収益性、採算性、保有に伴うリスクなどを総合的に勘案し、保有の適否を検証します。

③ 議決権行使の方針

投資先企業の経営状況や当社との取引関係等を踏まえ、当該企業の中長期的な企業価値向上や社会的責任などの観点から議案毎に内容を確認し、議決権の行使を判断します。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		氏 名
代表取締役社長		宮 内 直 孝
代表取締役副社長	安全保障輸出管理管掌、樹脂機械事業部・成形機事業部・産業機械事業部管掌、名機製作所担当	松 尾 敏 夫
取締役常務執行役員	技術・品質担当、新事業推進本部長	柴 田 尚
取締役常務執行役員	CISO、CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、情報システム室・人事教育部・総務部担当、秘書室長	出 口 淳一郎
取締役常務執行役員	日本製鋼所M&E株式会社 代表取締役社長	岩 本 隆 志
取締役執行役員	CFO、経理部担当、経営企画室長、事業開発室長	菊 地 宏 樹
取 締 役		出 川 定 男
取 締 役	DIC株式会社 相談役 株式会社IHI 社外取締役	中 西 義 之
取 締 役	株式会社リブドゥコーポレーション 社外監査役	三 井 久 夫
常 勤 監 査 役		渡 邊 健 二
常 勤 監 査 役		西 山 透
監 査 役		谷 澤 文 彦
監 査 役	三井住友トラスト・ビジネスサービス株式会社 監査役	三 澤 浩 司

- (注) 1. 取締役 出川定男氏、中西義之氏及び三井久夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 谷澤文彦氏及び三澤浩司氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 谷澤文彦氏及び三澤浩司氏は、金融機関において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 出川定男氏、中西義之氏及び三井久夫氏並びに監査役 谷澤文彦氏及び三澤浩司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役 出川定男氏、中西義之氏及び三井久夫氏並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第28条及び第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当事業年度中に在任していた者を含む当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が被保険者に対して訴訟提起した場合等、一定の事由においては補填の対象としないこととしております。

7. 当事業年度中の取締役・監査役の異動

(1) 当事業年度中における取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の異動は次のとおりです。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
中 西 義 之	当社取締役 DIC株式会社 取締役会長	当社取締役 DIC株式会社 取締役会長 株式会社IHI 社外取締役	2020年6月25日
	当社取締役 DIC株式会社 取締役会長 株式会社IHI 社外取締役	当社取締役 DIC株式会社 取締役 株式会社IHI 社外取締役	2021年1月1日
	当社取締役 DIC株式会社 取締役 株式会社IHI 社外取締役	当社取締役 DIC株式会社 相談役 株式会社IHI 社外取締役	2021年3月30日
三 井 久 夫	当社取締役	当社取締役 株式会社リブドゥコーポレーション 社外監査役	2020年6月25日

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりです。

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
東 泉 豊	2020年6月24日	任期満了	取締役
大 下 真 雄	2020年6月24日	任期満了	取締役
持 田 農夫男	2020年6月24日	任期満了	取締役
増 田 格	2020年6月24日	任期満了	当社監査役 株式会社スリーエフ 社外取締役 日本紙パルプ商事株式会社 社外取締役

(3) 取締役 菊地宏樹氏、中西義之氏及び三井久夫氏並びに監査役 三澤浩司氏は、2020年6月24日開催の第94回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

8. 2021年4月1日現在の取締役及び執行役員（常務以上）は次のとおりです。

会社における地位及び担当		氏 名
代表取締役社長	安全保障輸出管理管掌、樹脂機械事業部・成形機事業部・産業機械事業部・特機本部管掌、事業開発室管掌、広島製作所・横浜製作所・名機製作所担当	宮 内 直 孝
代表取締役副社長		松 尾 敏 夫
取締役常務執行役員		出 口 淳一郎
取締役常務執行役員	CSR・リスク管理担当、ESG推進担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、人事教育部・総務部担当、秘書室長	岩 本 隆 志
取締役常務執行役員	CISO、デジタル化推進担当、素形材・エンジニアリング事業担当、情報システム室・知的財産部担当	菊 地 宏 樹
取締役常務執行役員	CFO、経理部担当、経営企画室長	柴 田 尚
取 締 役	特機本部長 産業機械事業部長、事業開発室長	出 川 定 男
取 締 役		中 西 義 之
取 締 役		三 井 久 夫
取 締 役		香 川 豊 彦
常 務 執 行 役 員		井 上 茂 樹
常 務 執 行 役 員		

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容に関する事項

ア. 取締役の報酬等に係る決定方針

当社は、2021年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を決議しております。当該取締役会の決議に際しましては、あらかじめ決議内容について報酬諮問委員会にて審議し、答申を受けております。

また、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定において、報酬諮問委員会にて決定方針との整合性等を確認しており、取締役会もその答申を尊重していることから、取締役会は当該内容の決定を決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は以下の通りです。

a. 基本方針

取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内において、当社の持続的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとなり、また夫々の役割と責務に応じた水準となる報酬体系とし、その決定過程においては公正性と透明性を確保する報酬制度とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬（年額報酬の基礎部分）、変動報酬（年額報酬の業績・成果連動部分＋賞与）及び株式報酬より構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（年額報酬の基礎部分）のみを支払う。

b. 決定の手続き

取締役の報酬は、報酬諮問委員会の答申を経て取締役会にて決定する。但し、年額報酬の役位別、個人別の配分及び賞与の個人別配分については、取締役会の決議により、代表取締役社長に委任することができる。その場合、本委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従い決定するものとする。

c. 報酬の構成と割合

取締役（社外取締役を除く）の報酬の構成は、基礎部分と業績・成果連動部分からなる年額報酬及び賞与、株式報酬にて構成し、報酬の構成割合は、「固定報酬（年額報酬の基礎部分）：変動報酬（年額報酬の業績・成果連動部分＋賞与）：株式報酬＝6：3：1」を目安とする。

社外取締役の報酬については、固定報酬（年額報酬の基礎部分）のみで構成する。

なお、取締役の報酬の水準については、当社従業員の給与水準やベンチマークとする当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等の報酬水準を踏まえて、また構成割合については当該ベンチマーク企業等の構成割合を踏まえて、それぞれの妥当性を検証する。

イ. 監査役の報酬等

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬（年額報酬の基礎部分）のみで構成され、各監査役の報酬は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役の報酬等の算出方法に係る事項

ア. 年額報酬

a. 基礎部分

基礎部分は、固定報酬として役位及び在任年数に応じて決定しております。

b. 業績・成果連動部分

業績・成果連動部分は、変動報酬として各年度の会社業績及び個人別の業績成果に応じて決定しております。

取締役の役位に応じた業績・成果連動部分基準額に対して、経営戦略会議にて決定された部門業績評価に基づく係数に個人別の成果を勘案したものを乗じて決定しております。

2020年度の部門業績評価における評価項目（業績指標）は、業績の早期回復を重視するために「受注高」及び「営業損益」としました。当該事業年度の評価項目の目標値及び実績値は以下の通りです。

事業セグメント	受注高（億円）		営業損益（億円）	
	目標値	実績値	目標値	実績値
産業機械事業	1,470	1,452	115	139
素形材・エンジニアリング事業	485	327	15	18

イ. 賞与

賞与は、変動報酬として会社業績及び株主への利益還元に応じて決定しております。営業利益基準部分と配当基準部分により構成されております。

a. 営業利益基準部分

営業利益基準部分は、取締役の役位に応じた役員賞与基準額（営業利益基準部分）に対して、当社配当方針にて設定された配当性向から理論的に算定される連結営業利益額に対する当該年度の連結営業利益額の達成率を乗じて決定しております。当該事業年度の理論値及び実績値は以下の通りです。

	理論値（億円）	実績値（億円）
連 結 営 業 利 益	170	102

b. 配当基準部分

配当基準部分は、取締役の役位に応じた役員賞与基準額（配当基準部分）に対して、1株当たり年間配当基準額に対する当該事業年度の1株当たり年間配当金額の比率を乗じて決定しております。年間配当基準額及び2020年度の年間配当（予定）金額は以下の通りです。

	基準額	2020年度の年間配当（予定）金額
1株当たり年間配当金額	50円	35円

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、決定方針に従い、取締役会の決議に基づき代表取締役社長宮内直孝に取締役の年額報酬の役位別、個人別の配分及び賞与の個人別配分の具体的内容の決定を委任しております。委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるように、当該内容の決定は報酬諮問委員会からの答申に従うものと決定方針に規定しております。

④ 株式報酬の内容

当社は、株式報酬として、企業価値向上のための中長期的なインセンティブ及び株主との一層の価値共有を目的として、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給しております。

当社は、社外取締役を除く取締役との間で、譲渡制限期間（3年間から5年間までの間で取締役会が予め定める期間）を定めた譲渡制限付株式割当契約を締結し、当該取締役に対して当社の普通株式を発行し又は処分するものとしております。

割当株式数については、取締役の役位に応じた職位別基準額を譲渡制限付株式報酬割当契約の締結に係る取締役会決議日前日の東京証券取引所における当社株式終値で除した株数としております。

なお、具体的な配分については、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会にて決定しております。

当該事業年度における交付状況は、30頁「2.(1)⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬の種類	決議時点における 役員の員数	報酬限度額	株主総会決議年月日
取締役	年 額 報 酬 ・ 与 賞	取締役 9 名	年額480百万円以内	2018 年 6 月 26 日 第92回定時株主総会
		(うち社外取締役 3 名)	(年額50百万円以内)	2020 年 6 月 24 日 第94回定時株主総会
	譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	社外取締役を除く 取締役 6 名	年額100百万円以内	2018 年 6 月 26 日 第92回定時株主総会
監査役	年 額 報 酬	監査役 4 名	年額90百万円以内	2018 年 6 月 26 日 第92回定時株主総会

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	346,901 (30,855)	227,025 (30,855)	91,795 (—)	28,081 (—)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	55,200 (19,200)	55,200 (19,200)	—	—	5 (3)
合計 (うち社外役員)	402,101 (50,055)	282,225 (50,055)	91,795 (—)	28,081 (—)	17 (7)

(注) 上記の報酬には、2020年6月24日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名への支給分を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 出川定男

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会14回全てに出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に技術的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、経営上重要な事項、取締役及び執行役員の重要な業務執行の決定について審議・決裁を行うとともに、経営全般に係わる事項の協議・報告・モニタリングを行う毎週1回開催の「経営戦略会議」に参加し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして問題提起と意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。

② 取締役 中西義之

ア. 重要な兼職先と当社との関係

DIC株式会社の取締役会長を兼任しておりましたが、会長職及び取締役を退任し、2021年3月30日付で同社相談役に就任しております。また、株式会社IHIの社外取締役を兼任しております。各社と当社の間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会11回全てに出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、経営上重要な事項、取締役及び執行役員の重要な業務執行の決定について審議・決裁を行うとともに、経営全般に係わる事項の協議・報告・モニタリングを行う毎週1回開催の「経営戦略会議」に参加し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして問題提起と意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。

③ 取締役 三井久夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社リブドゥコーポレーションの社外監査役を兼任しております。同社と当社との間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会11回全てに出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、経営上重要な事項、取締役及び執行役員の重要な業務執行の決定について審議・決裁を行うとともに、経営全般に係わる事項の協議・報告・モニタリングを行う毎週1回開催の「経営戦略会議」に参加し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして問題提起と意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。

④ 監査役 谷澤文彦

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席しております。長年にわたる金融機関での豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っているほか、監査役会において、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

⑤ 監査役 三澤浩司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

三井住友トラスト・ビジネスサービス株式会社の監査役を兼任しておりましたが、2021年3月31日をもって退任しております。なお、同社と当社との間に特別な関係はありませんでした。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会11回及び監査役会10回の全てに出席しております。長年にわたる金融機関での豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っているほか、監査役会において、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

- (注) 1. 中西義之氏及び三井久夫氏の取締役会への出席状況における取締役会開催回数は、取締役に就任した時点からの回数であります。
2. 三澤浩司氏の取締役会及び監査役会への出席状況における開催回数は、監査役に就任した時点からの回数であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額	70,300千円
上記以外の業務に係る報酬等の額	— 千円
合計	70,300千円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき

報酬等の合計額 99,800千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査計画における監査時間とその実績を検証するとともに、当事業年度の監査計画における監査内容及び監査時間並びに経理部の意見を踏まえ、その報酬の額の適切性及び妥当性について検討した結果、報酬の額は妥当であるとの結論に至ったことから、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 以下の重要な子会社は当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.

SM PLATEK CO., LTD.

JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.

JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.

JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「ビジョン（目指すべき企業像）と経営理念」を企業活動の拠り所とし、また、「日本製鋼所グループ企業行動基準」を企業活動における基本原則として定め、これらに沿った企業活動を通じ、企業価値の向上を図るとともに、安定的かつ持続的な企業基盤を整備・構築するため、法令に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（内部統制の基本方針）を定めます。また、社会の変化に対応し、内部統制上の課題や対応を適宜見直すことで、より適正かつ効率的な体制を実現するものとします。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「コンプライアンス」を不正防止や法令及び社内規程遵守にとどまらず、広く社会的責任の遂行を含めて捉えるとともに、コンプライアンスに係る各種規程を整備します。

また、コンプライアンス活動の要諦は、取締役及び執行役員の率先垂範と誠実性、使用人の意識徹底・向上のための啓発にあると考えて、これらを推進します。

- ② 当社は、会社業務の全般を対象に、法令及び社内規程等への適合性について、内部監査部門を設けて、定期的または随時監査を行うとともに、その結果について取締役社長ほか、適宜、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議並びに監査役を含む関係者に報告します。
- ③ 当社は、使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合等の、通報者保護を基本とする報告・相談の制度・ルートについて社外を含め複数確保します。
- ④ 当社は、「反社会的勢力に対する組織的な危機管理の徹底」を「日本製鋼所グループ企業行動基準」に明示するとともに、不当な要求に対しては、法に則り、関係団体とも連携してこれを拒否します。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、情報の保存及び管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、文書管理や情報管理に関する各種規程に基づき、重要会議議事録、稟議記録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要情報を文書または電磁的記録により保存・管理します。

また、取締役及び監査役は、これら情報について、随時、閲覧・謄写することができます。

- ② 当社は、財務情報のほか経営上の重要な情報について、適時・適正な情報開示を行います。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、部門長たる取締役、執行役員及び使用人が、自部門における業務遂行上のリスクの把握・評価を行うとともに、各種規程または稟議制度により許可された権限の範囲内で、損失の危険（リスク）に対応します。

また、重要リスクについては、取締役会または経営戦略会議で対応を審議します。

- ② 当社は、リスク管理に関する規程を定めて、全社的なリスク管理体制を明確にするとともに、安全衛生、環境マネジメント、情報セキュリティ、安全保障輸出管理等の機能別リスクについては、当該担当部門が、それぞれ全社横断的な観点から各種委員会を組成または規程等を整備し、適切な運用を図ります。

また、リスク管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、当該責任者がこれらリスク管理の状況等について、内部監査部門と相互連携してモニタリングを行い、適宜、取締役会または経営戦略会議に報告します。

- ③ 当社は、本社部門、事業部及び製作所単位でリスクマネージャーを定めて、適宜、日常リスクの洗い出しに努めるほか、重大事態発生時においては、危機管理対策本部を設置してその対応にあたるなど、平時及び非常時に対応します。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、迅速な意思決定と機動的・効率的な業務執行を実現するため、取締役社長を最高経営責任者とするほか、主要な本社部門及び事業部では取締役が業務執行を統括するとともに、その指揮または監督の下で取締役会が選任した執行役員が、委嘱された担当業務を執行します。

また、取締役及び執行役員は、重要事項については、取締役会または経営戦略会議で、審議・決裁・報告を行います。

- ② 当社は、取締役会において、取締役、執行役員及び使用人が共有すべき中期経営計画や事業年度計画等の全社目標を設定するとともに、取締役及び執行役員は目標達成のための具体的施策を、社内規程等に従い使用人に分掌してこれを計画・実施します。

また、取締役及び執行役員は、結果に対する評価とレビュー・進捗状況を含む報告を、定期的または随時、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議等で行います。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ子会社等が、当社の「ビジョンと経営理念」及び「日本製鋼所グループ企業行動基準」に従い全社的な内部統制の整備・構築を推進するとともに、グループ子会社等が自ら定める社内規則等に基づき、適切な職務の分掌と決裁権限の明確化により、効率的な業務執行をすること、また、それによる自律経営を支援します。
- ② 当社は、グループ子会社等の運営・管理に関する規程を定め、それらの管理責任・指導体制を明確にするとともに、グループ子会社等に係る重要事項の決定あるいは重要事実の報告、通報及び情報収集に係る体制を整備します。
- ③ 当社は、グループ子会社等に対し取締役または監査役を派遣するほか、グループ子会社等における法令・社内規則等の遵守状況について、関連会社主管部門及び内部監査部門が、定期的または随時、自律的監査を要請、あるいは直接に監査を実施するとともに、その改善に向け指導を行います。
- ④ 当社は、グループ子会社等がリスク管理に関する規程に基づき、自ら定める職務分掌に応じてリスクの把握、評価を行う体制を整備することを支援します。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、使用人の中からこれを選任するとともに、選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、監査役の意見または同意を得ることとし、取締役及び執行役員からの独立性を確保します。
- ② 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従って業務を行うことができる体制を確保します。

G. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会、経営戦略会議、部門業績報告会議、その他重要な審議・決裁・報告が行われる会議について、監査役が出席するとともに、監査役に対しその機会を保証します。
- ② 当社は、稟議制度に従い稟議記録を監査役に供覧するとともに、監査役は随時、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を求めることができます。また、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を受けた者が監査役に報告をすることができる体制を確保します。
- ③ 当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしないことを保証します。

H. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行において必要とする費用等を負担します。

I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、執行役員及び使用人が、監査役監査の重要性・有用性を認識し、可能な限り他の業務に優先して監査に協力する環境を整備します。
また、監査役は、内部監査部門、本社部門等に対し、監査での連携・協力を求めることができます。
- ② 当社は、監査役が会計監査人及び内部監査部門と相互に緊密な連携を図ることができる環境を整備します。
- ③ 当社は、監査役が自らの判断によって顧問弁護士やその他社外の専門家を利用できる環境を整備します。

J. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価するとともに、その結果につき取締役会または経営戦略会議で審議・報告します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規則」及び「稟申規程」において、取締役会で決議すべき事項を規定しており、これに従って該当する案件の決議を行いました。また、「日本製鋼所グループ企業行動基準」をはじめ、「内部統制の基本方針」及び各種規程を社内イントラネットに掲載し、取締役、執行役員及び使用人に周知しています。

このほか、当社の取締役、執行役員及び監査役を対象にコンプライアンスに関するセミナーを実施したほか、当社の使用人、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、コンプライアンス及びリスク管理に関するeラーニングを実施しました。

- ② 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づいて、業務執行部門及びグループ子会社に対して内部監査を実施し、その結果を代表取締役、リスク管理担当役員及び監査役他に報告しました。
- ③ 当社は、「内部通報規程」を定めて、当社をはじめグループ子会社の取締役、執行役員及び使用人が報告・相談することができる制度・ルートを整備しています。また、当該制度・ルートについて記載した「コンプライアンス・ラインマニュアル」を改定し、当社及びグループ子会社の役員及び使用人に配布し周知を図っています。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめ、重要会議の議事録、稟議書並びに取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要文書については、いずれも関係法令及び関連する社内規程等に基づいて、適切に保存及び管理しています。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、業務執行上の意思決定に伴い、これに内在するリスクについては、各業務執行部門にて想定されるリスクを分析し対応するほか、重要なリスクについては経営戦略会議又は取締役会等にて審議しています。

- ② 当社は、「JSWグループ・リスク管理規程」を定め、リスク管理に関する全社的な管理体制を明確にしているほか、業務執行上の機能別のリスクについては、各業務執行部門が規程に基づき委員会活動等により、リスクの識別・分析・評価等を行っています。また、内部監査部門が事務局となり、当社の業務執行部門及びグループ子会社が直面しているリスクについて網羅的な報告を求め、これを四半期毎に経営戦略会議に報告しています。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、2020年2月18日開催の取締役会において、2020年4月1日付の取締役の委嘱業務の変更を行いました。
- ② 取締役及び執行役員は、中期経営計画「JGP2020」における目標を達成するにあたり、具体的な施策を使用人に分掌して実施しています。また、取締役及び執行役員は、当該計画の実行結果に対する評価、その進捗状況等について、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議等において報告しています。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「ビジョンと経営理念」及び「日本製鋼所グループ企業行動基準」を定め、社内イントラネット等を通じて、当社はもとよりグループ子会社に対しても周知しており、これらに従ってグループ子会社における全社的内部統制の構築を推進しています。
- ② 当社は、「関連会社管理規程」において、グループ子会社の主管部門は当該子会社の内部統制・ガバナンスに責任を負っていることを明確にしております。また、グループ子会社は、同管理規程に則り主管部門と情報を共有する体制を構築しており、重要な決議事項のほか、重要事実の発生都度、主管部門に対してこれを報告しています。
- ③ 当社は、当社の執行役員、監査役または使用人をグループ子会社の取締役または監査役として派遣し、当該グループ子会社のガバナンスの強化と監視を行っております。また、グループ子会社の主管部門及び内部監査部門は、グループ子会社に対して、法令及び社内規則の遵守状況並びにリスク管理の状況に関する監査を実施しました。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人の中からこれを選任することとしています。また、内部監査部門に所属する従業員2名が監査役の職務の一部を補助しており、当該職務を行う際は、取締役及び執行役員からの独立性を確保し、監査役の指揮命令に従って業務を執行することができる体制を確保しています。

G. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、その全員が取締役会及び部門業績報告会議に出席するほか、輪番で経営戦略会議等の重要会議に出席することにより、取締役、執行役員及び使用人から都度、必要な報告を得ています。
- ② 監査役は、稟議制度に従い稟議記録を閲覧し、稟議決議事項及び同報告事項に関して十分に情報を得る機会が保障されています。また、監査役は、グループ子会社の監査役監査の際に、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人等から、法令及び社内規則の遵守状況、リスク管理の状況並びに業績動向等に関して、必要な情報の報告を受けています。

H. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において必要とする費用等を負担しています。

I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役による業務執行部門及びグループ子会社に対する監査役監査の重要性及び有用性を認識しており、監査役監査に優先的に対応しています。また、同監査において、原則として内部監査部門が同席しています。
- ② 内部監査部門は、監査役に対して、内部監査の結果の報告を適宜行いました。また、会計監査人は、監査役に対して、四半期毎にレビュー報告を行いました。

J. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、取締役会及び経営戦略会議において、当社及びグループ子会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価活動に関する実施計画の審議を受けるとともに、その有効性の評価結果を報告しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様へ当社株式の売却を事実上強要するもの等もあります。

したがって、当社は、当社株券等の大量買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大量買付行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 役員指名及び解任の基本方針・手続

A. 指名及び解任の基本方針

取締役、監査役の候補者選定及び役員の解任においては、選定・解任基準等を踏まえて判断し、決定過程においては公正性と透明性を確保します。

なお、取締役及び監査役の候補者選任については、その選任理由を開示します。

また、役員の解任については、その解任理由を開示します。

B. 選定基準

① 取締役候補者

当社の「ビジョン（目指すべき企業像）と経営理念」及び「日本製鋼所グループ 企業行動基準」に基づき、当社の業績、企業価値の向上及び持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有している者。

② 監査役候補者

取締役の職務執行の監査を的確かつ公正に遂行するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有している者。

監査役のうち1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者を選任します。

C. 選定手続

取締役候補者の選定については、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

監査役候補者の選定については、指名諮問委員会からの答申を受け、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定します。

D. 解任基準

役員が法令、定款等に違反し、当社の企業価値を毀損した場合並びに健康上の理由から職務執行が困難となった場合、若しくは選定基準に定める資質が認められなくなった場合には、指名諮問委員会における解任審議の対象とします。

E. 解任手続

取締役、監査役の解任については、指名諮問委員会からの答申を受けて解任議案の上程を取締役会にて決定し、株主総会において決議します。

F. 社外役員の独立性

社外役員においては、別に定め開示する当社の独立性基準を満たす者としてします。

(5) 社長選任及び解任の手続

A. 社長の後継者計画の策定・運用

社長の後継者計画の策定・運用については、指名諮問委員会にて、経営理念や経営戦略を踏まえて、経験、能力、人格等の資質を勘案し、適切に協議を行い、必要の都度、取締役会に報告します。

B. 選任基準・手続

社長の選任については、後継者計画を踏まえ、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

C. 解任基準・手続

社長の解任については、社長としての責務を果たすことが困難となった場合に、取締役会にて決定します。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第95期 (2021年3月31日現在)	科 目	第95期 (2021年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	222,643	流動負債	105,548
現金及び預金	89,441	支払手形及び買掛金	50,524
受取手形及び売掛金	56,806	短期借入金	10,147
商品及び製品	2,550	一年内返済予定の長期借入金	1,950
仕掛品	57,019	リース債務	386
原材料及び貯蔵品	6,126	未払金	4,834
前渡金	5,052	未払法人税等	2,484
前払費用	365	未払消費税等	484
未収入金	586	未払費用	9,917
未収法人税等	120	前受金	17,928
未収消費税等	3,942	役員賞与引当金	67
その他の流動資産	822	完成工事補償引当金	153
貸倒引当金	△190	工事損失引当金	479
固定資産	93,606	風力事業損失引当金	1,421
有形固定資産	46,201	事業再構築引当金	2,482
建物及び構築物	23,045	その他の流動負債	2,286
機械装置及び運搬具	9,167	固定負債	68,715
工具・器具・備品	1,463	長期借入金	44,781
土地	7,987	リース債務	775
リース資産	886	繰延税金負債	362
建設仮勘定	3,652	役員退職慰労引当金	46
無形固定資産	2,376	退職給付に係る負債	12,404
のれん	573	長期預り保証金	8,442
リース資産	119	資産除去債務	1,352
その他の無形固定資産	1,683	その他の固定負債	549
投資その他の資産	45,027	負債合計	174,263
投資有価証券	24,950	(純資産の部)	
長期貸付金	313	株主資本	135,719
長期前払費用	377	資本金	19,758
更生債権等	209	資本剰余金	5,490
退職給付に係る資産	2,807	利益剰余金	112,784
繰延税金資産	13,685	自己株式	△2,313
その他の投資	3,018	その他の包括利益累計額	4,679
貸倒引当金	△333	その他有価証券評価差額金	4,962
資産合計	316,249	繰延ヘッジ損益	△286
		為替換算調整勘定	△458
		退職給付に係る調整累計額	461
		非支配株主持分	1,586
		純資産合計	141,985
		負債及び純資産合計	316,249

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第95期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	
売上高		198,041
売上原価		155,758
売上総利益		42,283
販売費及び一般管理費		32,056
営業利益		10,226
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	511	
固定資産賃貸益	501	
保険精算益	178	
雑収益	437	1,657
営業外費用		
支払利息	275	
遅延違約金	471	
持分法による投資損失	27	
雑損失	386	1,160
経常利益		10,724
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	233	
事業分離における移転利益	2,540	2,780
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	474	
投資有価証券売却損	69	545
税金等調整前当期純利益		12,960
法人税、住民税及び事業税	3,620	
法人税等調整額	2,297	5,917
当期純利益		7,042
非支配株主に帰属する当期純利益		148
親会社株主に帰属する当期純利益		6,893

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第95期 (2021年3月31日現在)
(資産の部)	
流動資産	154,553
現金及び預金	61,971
受取手形	1,890
売掛金	36,285
商品及び製品	14
仕掛品	33,524
原材料・貯蔵品	2,493
前渡金	5,898
前払費用	230
貸付金	5,000
未収入金	1,978
未収消費税等	3,650
その他の流動資産	1,635
貸倒引当金	△20
固定資産	100,553
有形固定資産	39,411
建物	19,531
構築物	1,563
機械装置	8,533
車両運搬具	13
工具・器具・備品	1,201
土地	6,819
リース資産	139
建設仮勘定	1,608
無形固定資産	2,014
のれん	566
諸利用権	118
ソフトウェア	1,189
ソフトウェア仮勘定	30
リース資産	109
投資その他の資産	59,127
投資有価証券	24,012
関係会社株式	15,820
関係会社出資金	964
長期貸付金	2,013
繰延税金資産	12,835
長期前払費用	351
更生債権等	55
前払年金費用	2,150
その他の投資	1,064
貸倒引当金	△142
資産合計	255,107

科 目	第95期 (2021年3月31日現在)
(負債の部)	
流動負債	84,360
支払手形	21,660
買掛金	16,208
短期借入金	8,830
一年内返済予定の長期借入金	1,840
リース債務	123
未払金	5,505
未払費用	5,701
未払法人税等	1,785
前受金	13,865
役員賞与引当金	25
完成工事補償引当金	93
工事損失引当金	346
風力事業損失引当金	1,421
事業再構築引当金	2,333
設備関係支払手形	922
その他の流動負債	3,696
固定負債	53,236
長期借入金	42,528
長期預り保証金	558
リース債務	151
退職給付引当金	7,778
関係会社事業損失引当金	989
資産除去債務	1,224
その他の固定負債	5
負債合計	137,597
(純資産の部)	
株主資本	112,775
資本金	19,758
資本剰余金	5,485
資本準備金	5,485
利益剰余金	89,844
利益準備金	3,236
その他利益剰余金	86,608
固定資産圧縮積立金	3,271
別途積立金	60,000
繰越利益剰余金	23,336
自己株式	△2,313
評価・換算差額等	4,734
その他有価証券評価差額金	4,870
繰延ヘッジ損益	△136
純資産合計	117,509
負債及び純資産合計	255,107

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第95期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	
売上高		119,824
売上原価		96,944
売上総利益		22,879
販売費及び一般管理費		17,808
営業利益		5,071
営業外収益		
受取利息	34	
受取配当金	2,430	
業務請負収入	492	
雑収益	509	
営業外費用		3,466
支払利息	260	
手形・債権売却損	3	
固定資産賃貸損	393	
遅延違約金	148	
雑損失	166	
経常利益		972
特別利益		7,566
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	233	
関係会社事業損失引当金戻入	428	
事業分離における移転利益	2,540	
抱合わせ株式消滅差益	2,889	
特別損失		6,093
固定資産除却損	452	
投資有価証券売却損	69	
関係会社事業損失引当金繰入額	186	
抱合せ株式消滅差損	117	
税引前当期純利益		824
法人税、住民税及び事業税	2,125	
法人税等調整額	893	
当期純利益		12,835
		3,019
		9,815

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社 日 本 製 鋼 所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 水 善 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 一 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 井 慎 吾 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社 日 本 製 鋼 所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 水 善 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 一 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 井 慎 吾 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社日本製鋼所監査役会

常勤監査役 渡 邊 健 二 ㊟

常勤監査役 西 山 透 ㊟

社外監査役 谷 澤 文 彦 ㊟

社外監査役 三 澤 浩 司 ㊟

以 上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across the entire width of the page, typical of notebook or legal stationery. The background is white, and there are no margins, text, or other markings present.

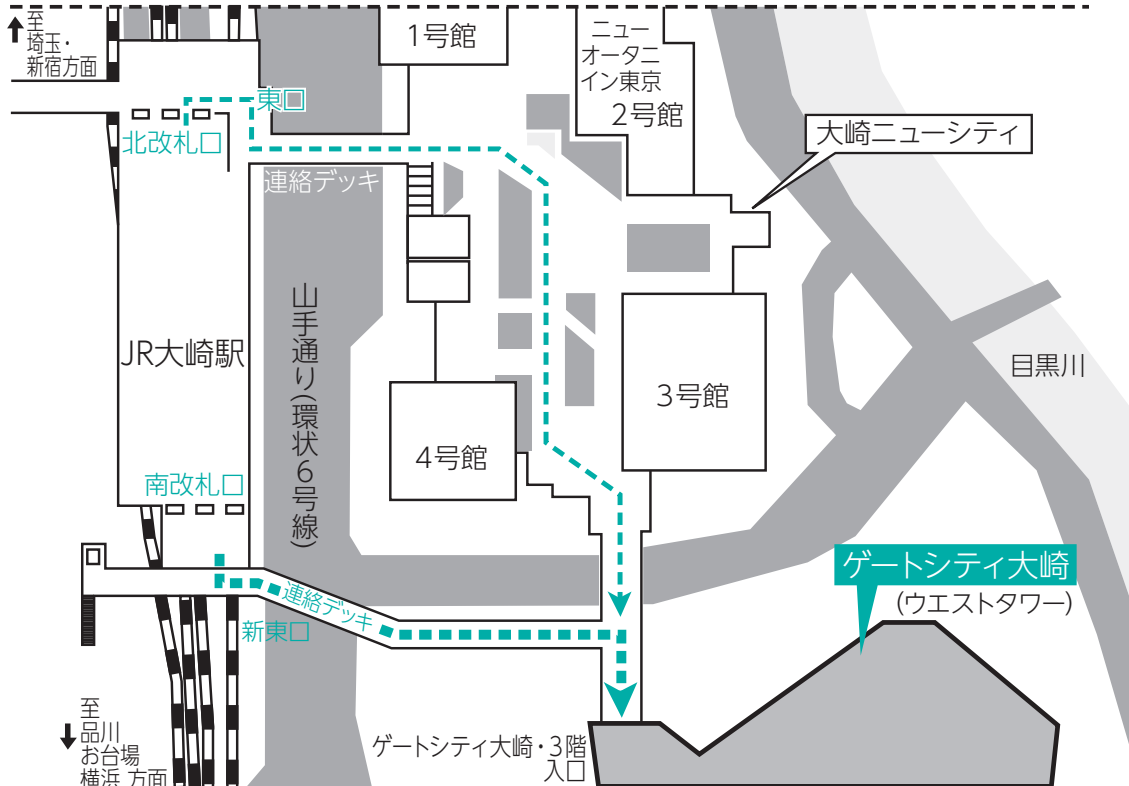
株主総会会場 ご案内図

会場

東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号
ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

ゲートシティホール順路案内

JR大崎駅南改札口～ゲートシティ大崎・ウェストタワー3階入口まで



◎JR 大崎駅南改札口を出て連絡デッキを左手に進み、ゲートシティ大崎・ウェストタワー3階入口よりお入りください。インフォメーション裏のエスカレーターで地下1階までお越しください。